

熊本県公報

第 1 1 2 7 7 号
平成 17 年 6 月 22 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○熊本県介護・育児休業者生活資金貸付制度要項の一部改正……………(労働雇用課)	1
○生活保護法第49条の規定による施術者の指定……………(生活保護・援護課)	1
○生活保護法第14条の規定による施術者の廃止……………(”)	1
○指定居宅サービス事業所の指定……………(高齢者支援総室)	2
○ ”……………(”)	2
○道路の区域変更……………(道路総務課)	2
○道路の供用開始……………(”)	2
○ ”……………(”)	3
公 告	
○土地改良区役員の退任及び就任……………(農村計画課)	3
○県営土地改良事業の工事完了……………(”)	3
○ ”……………(”)	4
○開発行為工事完了公告……………(建 築 課)	4
○道路の位置指定……………(”)	4
○ ”……………(”)	4
○ ”……………(”)	4
○開発行為完了……………(”)	5

告 示

熊本県告示第 818 号

熊本県介護休業・育児休業者生活資金貸付制度要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成 17 年 6 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県介護休業・育児休業者生活資金貸付制度要項の一部を改正する要項
熊本県介護休業・育児休業者生活資金貸付制度要項（平成 6 年熊本県告示第 380 号）の
一部を次のように改正する。

第 8 条第 3 号中「1.4%」を「1.3%」に改める。

附 則

- この要項は、告示の日から施行する。
- 改正後の第 8 条第 3 号の規定は、この要項の施行の日以後の貸付けに係る貸付利率について適用し、同日前の貸付けに係る貸付利率については、なお従前の例による。

熊本県告示第 819 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する第 49 条の規定により、
施術者を次のように指定した。

平成 17 年 6 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔施術者〕

指定番号	施術所名称	開 設 者	施術所所在地	指定年月日
生熊柔 125	とやま鍼灸整骨院	外山 靖幸	菊池郡大津町室 88-8	平成 17 年 5 月 31 日

熊本県告示第 820 号

生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 14 条の規定により、次の施術者から
廃止の届出があった。

平成 17 年 6 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔施術者〕

施術所名称	開設者	医療機関所在地	廃止年月日
つつじ台整骨院	外山 靖幸	菊池郡大津町杉水 3403-43	平成 16 年 11 月 30 日

熊本県告示第 821 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 17 年 6 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
株式会社コムスン黒髪ケアセンター 熊本市黒髪六丁目 27 番 11 号	株式会社コムスン	平成 17 年 6 月 13 日

熊本県告示第 822 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 17 年 6 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
株式会社コムスン水前寺ケアセンター 熊本市水前寺一丁目 22 番 21 号	株式会社コムスン	平成 17 年 6 月 13 日

熊本県告示第 823 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 17 年 6 月 22 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 17 年 6 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 国道	219 号	八代郡坂本村大字中谷は字金附石 1250 番 地先から 同字 1399 番 1 地先まで	前	12.2 ～ 32.6	45.4	
			後	14.6 ～ 32.0	45.4	

2 区域変更する期日 平成 17 年 6 月 22 日

熊本県告示第 824 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 17 年 6 月 22 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 17 年 6 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	八 代 港 大 手 町 線	八代市建馬町4号 28番1地先から 八代市建馬町3号 6番地先まで	402.6	24条 工事

2 供用開始する期日 平成17年6月22日

熊本県告示第825号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成17年6月22日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年6月22日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	2 1 9 号	球磨郡球磨村大字神瀬乙字高瀬平 814番10地先から 同大字 字多武除 827番1地先まで	120.0	地域連 携特一

2 供用開始する期日 平成17年6月30日

公 告

熊本県公告第496号

熊本市三本松土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があった。

平成17年6月22日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	吉 村 兼 友	熊本市薄場二丁目3番33号
"	田 上 正	熊本市護藤町2380番地
就任		
理事	田 代 睦 雄	熊本市護藤町2210番地
"	上 田 秀 雄	熊本市護藤町2151番地

熊本県公告第497号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成17年6月22日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設、農業用道路、区画整理	護川地区 (第1-3工区)	平成4年3月26日	平成9年12月15日	熊本県
農業用排水施設、農業用道路、区画整理	護川地区 (第1-5工区)	平成12年11月30日	平成13年6月20日	熊本県
農業用排水施設、農業用道路、区画整理	護川地区 (第3工区)	昭和55年4月21日	平成10年12月15日	熊本県